

秋田市学校統合準備委員会設置要綱

令和2年8月6日
教育長決裁

(設置)

第1条 秋田市小・中学校適正配置基本方針に基づき、秋田市学校適正配置地域ブロック協議会で決定した学校統合の方向性(組合せ)により設置された、学校統合検討委員会において合意した学校統合について、統合の実施に向けた準備を行うため、秋田市学校統合準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の名称)

第2条 委員会の名称は、統合準備委員会という文字に、関係する全ての学校の名称を冠したものとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校の名称、校章、校歌等の制定に関すること。
- (2) 閉・開校式等の実施に関すること。
- (3) スクールバスの運行計画の策定に関すること。
- (4) 制服、体育着、名札等の選定に関すること。
- (5) 廃校舎の利活用等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、統合の実施に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する委員をもって組織する。

- (1) 関係する全ての学校における学校統合検討委員会の委員
- (2) 関係する全ての学校の校長
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員は、原則として関係する学校数に5を乗じた数に相当する人数以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、当該委員に選任された時から選任された委員会が解散した時までとする。

2 改選等により委員が交代する場合は、その都度、変更届を事務局に提出するものとする。

3 委員が交代する場合における当該交代した委員の就任期間は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第6条 委員会に、会長および副会長を置く。

2 会長は、委員の中から互選し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長および副会長がともに選出又は指名されていない場合は、教育長が招集し、教育長が指名する教育委員会職員がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 委員会は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、出席委員の意見を聴いたうえで、非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会学校適正配置推進室に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月6日から施行する。